

記者発表（資料配付）				
月／日（曜）	担当課 担当班名	T E L	発表者氏名 （担当班長名）	その他
1／23（木）	出納局会計課 総務企画班	外線：078-362-3653 内線：4909	課長 抱 宏樹 （鈴木 健介）	—

経理事務の効率化の取組みについて

本県では、通信料・光熱水費等の公共料金の支払について、事務の集約化及び外注化を行うこととし、この度、公募型プロポーザルを経て委託事業者を決定、契約締結を行いました。

また、財務会計システムの改修により、同一支払日の同一口座への公金支払いを合算し、一括振込を行っています。

これらの取り組みにより、経理事務の効率化、経費削減を図るとともに、更なる効率化の検討を進めます。

記

1 取組み検討の背景

公金支出に関する事務については、令和6年4月施行の地方自治法改正による「指定公金事務取扱者制度」の創設や、公金支払に係る振込手数料の有料化（令和6年10月～）など、取り巻く環境が大きく変化しています。

また、本県においては、県庁舎再編を見据え、新しい働き方の推進が求められています。

区分	利点・課題
地方自治法の改正	指定公金事務取扱者制度が創設され、私人へ委託可能な公金支出の範囲が拡大
公金振込手数料有料化	指定金融機関が取り扱う公金支出にあたり、令和6年10月以降、県からの支出1件ごとに手数料負担が発生
新しい働き方の推進	テレワークやフレックスタイム制などの多様な働き方を推進する観点から、業務の効率化やペーパーレス化の更なる推進などの取り組みが必要

2 取組みの概要

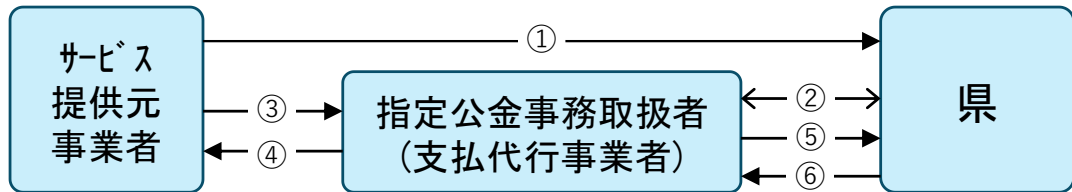
(1) 公共料金等支払事務の集約化・外注化

経理事務の中でも、特に件数が多く、ペーパーレス化、業務効率化が進んでいない公共料金の支払事務について、振込手数料有料化への対策や新たな働き方推進にも資する取組みとして、指定公金事務取扱者制度を活用した公共料金等支払事務の集約化・外注化を行うこととし、この度、委託事業者との契約を締結しました。

○概要

- ア サービス提供元事業者から送付される県宛ての請求書を「指定公金事務取扱者」の指定を受けた支払代行事業者のもとに集約
 イ 支払代行事業者からサービス提供元事業者へ個別に支払いを実施
 ウ 1カ月分の支払総額をとりまとめ、支払代行事業者から県へ請求
 エ 請求に基づき、県から支払代行事業者へ総額支払い

【事業スキーム】



○委託事業者

株式会社インボイス（契約締結日：令和6年11月30日）

○開始時期

- ・本庁分の請求書送付先の変更手続きを進め、準備の整ったものから順次実施
- ・将来的に、地方機関分についても対象に含めることを検討

(2) 公金支出に係る合算振込の実施

県から事業者等に対する公金支出について、令和6年10月以降1件ごとに振込手数料が発生することから、同一支払日の同一口座への支払を合算する財務会計システムの改修を行った。

○概要

- ・同一日における同一口座への支払いを合算して振込を実施
- ・振込金額の内訳は、別途、電子メールにより明細データを送付

区 分	明細通知の有無	公金振込情報の表示	
		件数	内 容
変更前	な し	同一日の支出決定件数	[通帳] ・ 金額 ・ 振込名義(半角カナ表記) ⇒ ex) ケン スイトウカケル ※13文字上限
変更後	あ り	1 件	[通帳] ・ 金額（同一日の総額） ・ 振込名義(半角カナ表記) ⇒ ケン ガツサンフリコミ [明細通知] ・ 金額 ・ 取引担当課(漢字表記) ⇒ ex) 出納局会計課 ・ 取引内容 ・ その他参考情報（請求書番号、伝票番号など）

○対象者

物品の単価契約事業者など、県からの支払実績が多い民間事業者のうち、
県の取組みに理解をいただいた事業者

※ 出納局会計課において選定した事業者と個別に交渉の上決定

○開始時期

令和6年11月6日支払分から

3 取組みによる効果

区 分	内 容
公共料金等支払事務の 集約化・外注化	① 職員の業務の効率化 ② ペーパーレス化 ③ 指定金融機関への振込手数料の削減
公金支出に係る合算 振込の実施	① 指定金融機関への振込手数料の削減 ② 事業者における振込内容の目視確認効果の向上